

長崎県立平戸高等学校

いじめ防止基本方針（案）

1 本校の基本方針

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条）

いじめは、子どもにとって心に大きな痛みをともなう、絶対に許されない卑劣な行為である。精神的及び肉体的な危害を加えられることにより、人間関係を崩壊させられ、学校生活に支障をきたす。その結果、長期にわたり生活環境が大きく変化し、子どもの健全な成長を大きく妨げることとなる。

いじめを根絶するためには、生徒・保護者・教職員及び地域社会全体が、いじめは絶対に許さないという強い決意を持つことが重要である。そして、必要とされるあらゆる有効な対策を実施することにより、いじめを根絶させたいと考える。

本校は、「自律・敬愛・創造」を校訓とし、自己を厳しく律し、規律正しく生活する生徒、他者を敬愛し、社会に貢献できる生徒、地域及び学校の歴史と伝統を重んじ、新たな事に果敢に挑戦する生徒を育成している。本校は、素直で何事にも真面目に取り組む生徒が多い反面、自ら進んで行動する積極性に乏しく、いじめと思われる行動を見かけても、解決のために相談したり行動したりすることは少ない。

全ての生徒が、不安のない学校生活を送り、目標に向けて充実した活動ができるように、様々な方法によりいじめの未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが確認された場合には、教職員・生徒・保護者及び関係機関との連携を密にし、適切な指導を速やかに実施することとする。

2 いじめ防止等対策の組織

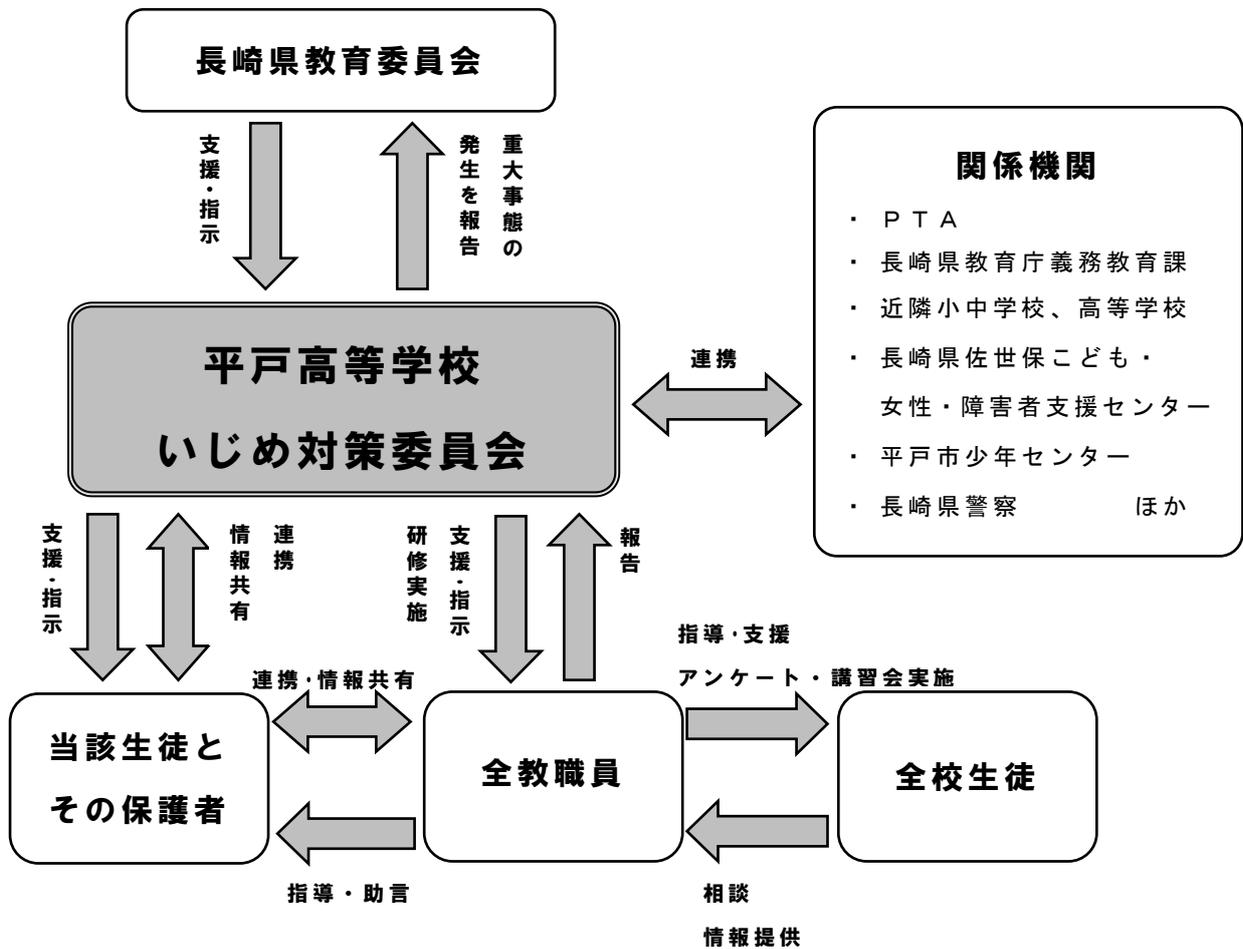
(1) 校内組織「いじめ対策委員会」

- ・ 主管
研究相談部
- ・ 校内構成員
校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、研究相談部主任（カウンセラー）、各学年主任、養護教諭、当該学級担任、当該部活動顧問
- ・ 外部構成員
学校評議員、保護者、スクールカウンセラー

(2) 組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② 年間指導計画の作成
- ③ アンケートの作成・実施及び結果報告
- ④ 教職員の資質向上を目的とした研修会の企画・実施
- ⑤ いじめの未然防止・早期発見
- ⑥ いじめへの対応
- ⑦ いじめに関する情報の収集と記録、共有
- ⑧ 取組の検証
- ⑨ 学校いじめ基本方針、年間指導計画の見直し

(3) 組織図



3 関係機関等との連携

- (1) いじめが確認された場合は、いじめを受けた生徒の保護者に対して事実関係を伝え、家庭での様子を伺う等の情報を共有し、今後の支援体制や保護者に対する助言等を行う。また、いじめた生徒の保護者に対しても、情報共有を行うとともに、連携して解決に努める。
- (2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。特に、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) 「生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等、いじめが重大な事態と判断された場合には、学校長が学校の設置者に報告を行い、その指示に従って必要な対応を行う。

4 いじめの防止

- (1) いじめは絶対に許さない、見過ごさない雰囲気をつくり、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校経営を行う。
- (2) 福祉体験やボランティア活動、インターンシップ等を通じて、全ての人を敬い、尊び、愛することのできる心を育む交流活動の充実を図る。
- (3) 全校生徒を対象とした人権教育の充実により、人権に対する意識を高める。
- (4) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、教科「情報」や外部講師を招いた講習会による情報モラル教育の充実を図る。
- (5) 歓迎遠足や文化祭等の行事やワンストップ挨拶の定着など、生徒が自主的・自立的に行う生徒会活動を通じて、全体と個人の在り方・生き方を学び、協力・協調し合う態度を養う。
- (6) 校内研修会の実施や校外での研修会に参加することにより、教職員の資質向上を図る。
- (7) 教職員間で公開授業を行う「授業力向上週間」を定期的実施し、「わかる授業」づくりを進め、全ての生徒が参加・活躍できる授業を展開する。
- (8) 本校Webページや平高新聞等による広報活動により、保護者や地域住民に対して、いじめ防止についての啓発を行う。

5 いじめの早期発見

- (1) 全ての教職員が日常的な生徒の観察を丁寧に行い、生徒の些細な変化に気付く感覚を身に付ける。
- (2) 日常的な声掛け等、生徒と教職員の信頼関係を構築し、生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを行う。
- (3) 生徒や保護者からの相談窓口となる教職員を周知し、相談しやすい環境を整える。
- (4) いじめ調査アンケートを生徒に対して定期的実施し、いじめの早期発見に努める。
- (5) 生徒や保護者との定期的な面談によって、家庭及び学校生活の様子や人間関係などの情報を収集し、いじめの早期発見に努める。
- (6) 地域との連携を密にし、報告や通報などにいじめの傾向が見受けられた場合は、適切に対処する。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめに関する相談を受けた場合は、事実関係を確認する。その際、「いじめ対策委員会」が当該及び関係生徒から情報収集するだけでなく、必ず全教職員にも文書による個別の情報提供を行わせる。「いじめ対策委員会」では事実確認を行い、当該生徒に対する指導・支援体制の方針を検討し、対応の組織化を図る。
- (2) 「いじめ対策委員会」は、いじめの事実確認から問題解消まで、責任を持って対応する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめを速やかにやめさせるとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者への支援と、いじめた生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。また、職員会議等において現状を報告し、教職員間における情報共有を行う。
- (4) 保護者に対しては、いじめに関する確実な情報を迅速に伝え、情報を共有する。なお保護者への連絡については、家庭訪問等を行うなど直接会って丁寧に行う。
- (5) いじめに対する心理的同調者（観衆）や、見て見ぬふりをしていた傍観者に対しては、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりができるように適切な指導を行い、いじめを起こさない雰囲気をつくることに努める。
- (6) 全校生徒に対しては、全校集会等を実施して現状の報告を行い、いじめは絶対に許されない卑劣な行為であること、いじめを絶対に許さない強い決意を持つこと、誰もが不安のない学校生活を送ることができるように努力すること、などについて訴える。その際、当該生徒への影響を考慮して、事前に「いじめ対策委員会」で報告する内容を検討する。
- (7) いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払う。
- (8) インターネットでの不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。学校単独で対応することが困難な場合は、学校の設置者に相談をし、対応を検討する。
- (9) 重大事態が起きた場合の対応については、次項の「重大事態対応フロー図」に従い、学校の設置者の判断に応じて必要な対応を行う。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

出典：生徒指導リーフ増刊号いじめのない学校づくり（文部科学省国立教育政策研究所）

7 年間活動予定

学期	月	月別活動予定	年間活動予定
1	4	<ul style="list-style-type: none"> 相談部アンケート 学級面談 相談部面談（対象生徒） 相談窓口の紹介 教職員間の情報共有 歓迎遠足、根獅子小学校との交流活動 P T Aによる挨拶運動 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の確立 「わかる授業」の実施 日々の観察、声掛け 「いじめ対策委員会」の定期開催 スクールカウンセラー派遣依頼
	5	<ul style="list-style-type: none"> 学級懇談会（P T A総会） 	
	6	<ul style="list-style-type: none"> 授業力向上週間 学級面談（3年） 	
	7	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ（2年） 福祉体験（3年） クラスマッチでの集団づくり 長崎っ子の心を見つめる教育週間 四者面談 人権・同和教育研究部会総会への参加 いじめ防止アンケート【1】 「学校生活をふりかえろう」 	
2	8	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭準備 アンケート結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> 平高新聞及び Web ページによる啓発活動 ワンストップ挨拶の推進（生徒会活動） バス乗車指導 教科「情報」による情報モラル教育（1年） 外部講師による講習会
	9	<ul style="list-style-type: none"> 体育祭 学級面談 相談部面談（対象生徒） 	
	10	<ul style="list-style-type: none"> 文化祭「慈眼祭」準備及び実施 平戸地区人権教育研修会への参加 	
	11	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育 人権・同和教育研究部会研究大会への参加 職員研修会 授業力向上週間 四者面談（1, 2年） 	
	12	<ul style="list-style-type: none"> 福祉体験（3年） クラスマッチでの集団づくり いじめ防止アンケート【2】 「学校生活をふりかえろう」 	
3	1	<ul style="list-style-type: none"> 県人権教育研修会への参加 アンケート結果報告 	
	2	<ul style="list-style-type: none"> 総合学科発表会準備及び実施 	
	3	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止アンケート【3】 「学校生活をふりかえろう」 	